

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第52号）

1 請求対象文書（諮問案件第88号）

「平成15年度犀川総合開発事業（辰巳ダム建設）犀川水系河川整備計画検討業務委託報告書」の「第Ⅲ編利水計画検討」における利水検討に関する長期的な土地利用の計画資料

2 担当課（所） 土木部辰巳ダム建設事務所

3 審査請求等の経緯

- | | |
|---------------------|------------------|
| (1) H18. 2.24 公開請求 | (4) H18. 6.30 諒問 |
| (2) H18. 3.10 不存在決定 | (5) H20.10.23 答申 |
| (3) H18. 3.30 異議申立て | |

4 諒問に係る審査会の判断結果

不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第2項（不存在）	<p>異議申立人は、農業用水の需要予測にあたっては、建設省河川砂防技術基準（案）同解説計画編において、計画目標年次におけるかんがい面積等を予測し、需要量を算定する必要があるとされているのであるから、請求対象文書は存在するはずであると主張する。</p> <p>しかしながら、「平成15年度犀川総合開発事業（辰巳ダム建設）犀川水系河川整備計画検討業務委託報告書」に記載された「既得農業用水取水量の算定」の「かんがい用水」の項目において、農地面積が変化していない用水については、全て許可水利権であることから水利権量の変更は予測せず、また、農地面積が減少している用水については、平成13年度の実態受益面積に基づき算定したとされており、当該業務委託においては、計画目標年次におけるかんがい面積の増減を予測した土地利用計画を策定せず、農業用水取水量に係る水利権量の変更がないことを前提に、農業用水の需要量を予測していることが明記されている。</p> <p>したがって、本件公開請求に係る不存在決定は不合理ではない。</p>

5 審議経緯 審査回数 3回

(別 紙)
答申第52号

答 申 書

平成20年10月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、平成18年2月24日に次の公文書（以下「本件請求文書」という。）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

- ・ 「平成15年度犀川総合開発事業（辰巳ダム建設）犀川水系河川整備計画検討業務委託報告書」の「第Ⅲ編利水計画検討」における利水検討に関する長期的な土地利用の計画資料

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、公文書を保有していない理由を次のとおり付して、平成18年3月10日に異議申立人に通知した。

（公文書を保有していない理由）

土地区画整理事業により灌漑面積が減少することは事実であるが、事業後の灌漑面積を予測することは困難なため、計画時点での灌漑面積を採用しているものであり、公開請求に係る文書は存在しない。

3 異議申立て

異議申立人は、平成18年3月30日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成18年6月30日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

建設省河川砂防技術基準（案）同解説計画編（以下「技術基準（案）」という。）の「第3章低水計画の基本」の「需要水量の算定」において、「農業用水の需要予測にあたっては、過去の実績資料を参考とし、計画目標年次の期別ごとの必要水量と総必要水量とを算定する。」と記載されており、農業用水の需要予測について算定方法が規定されている。

のことから、平成16年度の犀川河川整備計画検討業務における利水計画の検討においては、計画目標年次におけるかんがい面積等を予測する必要があるはずで、今回の場合、平成13年度の実績資料が使用されているが、これは過去の参考資料であって、計画目標年次の予測ではない。

したがって、当該業務委託の実施に当たっても、技術基準（案）に基づき土地利用計画が立てられているはずであり、不存在であるはずがない。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関は、理由説明書において、おおむね次のとおり主張している。

かんがい面積の減少については、土地区画整理事業がその要因の一つであることは、これまでの土地区画整理事業等の結果から類推できるが、減少が見込まれる時期や面積については、その時々の土地需要や農業従事者個々の判断によって左右されるため、将来的なかんがい面積を予測することは困難である。

このようなことから、「平成15年度犀川総合開発事業（辰巳ダム建設）犀川水系河川整備計画検討業務委託報告書」の「第Ⅲ編利水計画検討」においては、かんがい面積は計画時点のものを採用したので、公開請求に係る文書は存在しない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件請求文書の性格等について

「平成15年度犀川総合開発事業（辰巳ダム建設）犀川水系河川整備計画検討業務委託報告書」の「第Ⅲ編利水計画検討」における、農地面積の減少を見込んだかんがい対象地域の長期的な土地利用の計画資料である。

なお、異議申立人は、当該資料について、「平成16年度」と述べているが、当該業務委託については、平成15年12月18日に契約し履行期限を平成16年3月25日としていたが、予算を繰り越し、工期を延長して履行期限を同年11月30日とする変更契約を締結し、平成16年度に報告書が提出されたことによるものと思われる。

3 本件請求文書の不存在について

異議申立人は、技術基準（案）において、計画目標年次におけるかんがい面積等を予測し、農業用水の需要量を算定する必要があるとされているのであるから、本件請求文書は存在するはずであると主張する。

しかしながら、当該業務委託報告書3-124ページに記載の2.4「既得農業用水取水量の算定」の2.4.1「かんがい用水」の項目において、農地面積が変化していない用水については、全て許可水利権であることから水利権量の変更は予測せず、また、農地面積が減少している用水については、平成13年度の実態受益面積に基づき算定したとされており、当該業務委託においては、計画目標年次におけるかんがい面積の増減を予測した土地利用計画を策定せず、農業用水取水量に係る水利権量の変更がないことを前提に、農業用水の需要量を予測していることが明記されている。

したがって、本件公開請求に係る不存在決定は不合理ではない。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人の主張の主旨は、実施機関が利水計画検討において行った、かんがい面積の減少を見込まない予測方法が誤りであるとするものと考えられるが、当審査会は予測方法の適否を審議する立場ではなく、そのような主張は本件処分に係る判断を左右するものではない。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審　　査　　会　　の　　処　　理　　経　　過

年　月　日	処　理　内　容
平成 18 年 6 月 30 日	○ 諸問を受けた。(諸問案件第 88 号)
平成 18 年 8 月 10 日	○ 実施機関(土木部辰巳ダム建設事務所)から理由説明書を受理した。
平成 20 年 7 月 31 日 (第 164 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 20 年 9 月 11 日 (第 166 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 20 年 10 月 9 日 (第 167 回審査会)	○ 事案の審議を行った。